

むつ市農業委員会第658回総会議事録

平成22年9月17日（金）むつ市農業委員会総会が、大畑町庁舎裏側 おたふく2階において開催された。

1. 開催日時 平成22年9月17日（金）午前10時50分から11時40分
2. 開催場所 むつ市大畑町庁舎裏側 おたふく2階
3. 出席した委員の番号及び氏名（25名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	嶋 影 秀 子
2	〃	北 上 勝 利
3	〃	畑 中 治 安
4	〃	原 英 輔
6	〃	本 山 日 満 夫
7	〃	菊 池 秀 藏
8	会 長	立 花 順 一
9	農 業 委 員	村 口 鉄 雄
10	〃	嶋 田 輝 雄
12	〃	橋 本 唯 志
13	〃	菅 原 靖 博
14	〃	坪 清 志
15	〃	藤 澤 伊 三 郎
16	〃	畑 中 重 宏
17	〃	北 川 岩 男
18	〃	柳 澤 都 市 秋
19	〃	赤 坂 直 良
20	〃	水 戸 隆 璽
21	〃	坂 本 正 一
22	〃	小 林 義 顯
23	〃	工 藤 輝 雄
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	山 口 芳 一
28	〃	野 里 岩 雄
29	〃	蛭 名 修 一

4. 欠席した委員の番号及び氏名（5名）

番 号	役 職 名	氏 名
5	会 長 職 務 代 理 者	福 永 忠 雄
1 1	農 業 委 員	鳥 山 彰
2 4	〃	板 井 弘 巳
2 7	〃	中 嶋 寿 樹
3 0	〃	杉 山 武 美

5. 議事の概要

- 第1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名
 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 第4 議案第3号 むつ市農業委員会処務規程の一部改正について
 第5 議案第4号 むつ市農業委員会会議規則の一部改正について
 第6 追加議案第1号 競売買受適格者証明の証明について

 第7 報告第1号～第6号 地目変更登記に係る報告について

第8 そ の 他

6. 会議に従事した職氏名

総括主幹 増 田 健 二

総括主幹 一 家 隆 雄

臨時職員 大 野 香

7. 会議録署名委員

3 番 畑中治安 委員 4 番 原 英輔 委員

8. 会議記録者

農業委員会事務局 総括主幹 一 家 隆 雄

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第 6 5 8 回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は 3 0 名中 2 5 名で、定足数に達しております。 ただいまから、本日の会議を開きます。
議 長	日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第 4 3 条の規定により議長において、3 番 畑中委員、4 番 原 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の一家総括主幹を指名いたします。
議 長	日程第 2 会期の決定を行います。 本総会は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日 1 日とすることを決定いたします。
議 長	それでは、議案審議に入ります。
議 長	議案第 1 号 「農地法第 3 条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第 1 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の許可申請によるもので、父親から子供に土地の贈与を行うものであります。担当地区の 2 番、6 番、1 6 番、1 8 番、1 9 番の農業委員と事務局で現地を確認しております。意見書にありますとおり、許可要件を満たしていると思われま。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 1 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	な し
議 長	質疑がないようですので、議案第 1 号は、原案のとおり承認されました。
議 長	議案第 2 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第 2 号について、ご説明いたします。 農地法第 5 条の許可申請によるもので、申請地は、5 年以上も作物作付けが耕作放棄されている場所であります。土地の売買により、建築資材置場に転用するものであります。第 3 条許可申請の現地調査時に農業委員と事務局で現地を確認しております。許可要件を満たしていると思われま。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 2 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。

25番	譲受人の仕事は何をしているのか。資材は何を置くのか。売買なのか賃貸借なのか。周囲の農地への影響、配慮はどうか。
事務局	譲受人の職業は、建築業です。資材置場の利用としては、建築資材、足場、型枠等を一時的に保管するものです。譲渡に関しましては、売買契約によるものです。周辺の農地への影響については、隣がRABの鉄塔敷地で、片方は、そらし地であり、申請地の保管物は一時的なもので、有害物質が発生する恐れがなく、周囲の日照を妨げることはありません。また、道路に関しましては、市道、公衆用道路であるため、特に問題ないと思われます。
議長	質疑ございませんか。
各委員	なし
議長	質疑がないようですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	議案第3号 「むつ市農業委員会処務規程の一部改正」を、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第3号について、ご説明いたします。 この案件については、議案第4号にも関係しているもので、平成22年6月10日付けで受付された請願書は、むつ市農業委員会処務規程に従い「文書の収受」で処理しましたが、参考のために県内9市から確認いたしましたところ、請願に関する受付事例がないとの回答であります。津軽地方では、陳情に関する案件は年に数回ほどあるとのことでした。他県の規程を参考にしてみたところ、請願に関する事務処理事項があり、請願法の第5条「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」とうたわれているところから、明確に処理すべく改正するものです。
議長	むつ市農業委員会処務規程第14条第1項に「事務局の分掌事務は、別表のとおりとする。」とありますが、別表（第14条関係）の1中、キを「請願及び陳情の収受及び配布に関すること。」に改め、キの次にクを加え「その他農地農政に関しない事項」として、訓令を整備するものであります。施行年月日について空白となっておりますが、議決日が施行日となります。以上で説明を終わります。
議長	議案第3号について、質疑を許します。
各委員	質疑ございませんか。
議長	なし
議長	質疑がないようですので、議案第3号は原案のとおり承認されました。
議長	議案第4号 「むつ市農業委員会会議規則の一部改正について」を、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第4号について、ご説明いたします。

むつ市農業委員会処務規程第14条の改正に伴い、むつ市農業委員会会議規則第23条の次に「第23条の2（請願等の報告）」及び「第23条の3（請願等の処理）」の条文を加えるものであります。

施行年月日について空白となっておりますが、議決日が施行日となります。以上で説明を終わります。

議 長

議案第4号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

3 番

先般の請願書の提出があったから改正するのか。

事務局

そのことも関係してありますが、請願書の受理事態、農業委員会始まって以来のことであり、最近の時勢を考えたとき、また、同様の案件があった場合に備え改正するものであります。

4 番

請願があったら、その都度1つ1つ採決が必要なのか。

事務局

請願は、憲法においても国民の基本的人権の一つであることを明らかにしており、請願に対する法体系は、地方自治法第124条・国会法79条に関する特別法と請願法に関する一般法の二つに大別されており、農業委員会で扱うべき請願は、請願法第3条によるものであり、第5条では、この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。とうたわれてあります。したがって、農業委員会では、透明性・公平性をもって審議するものとし、役員会での審査を行い総会での採決が妥当と考えます。

議 長

質疑ございませんか。

各委員

なし

議 長

質疑がないようですので、議案第4号は、原案のとおり承認されました。

議 長

次に、追加議案第1号が提出されていますので、「競売買受適格者証明の証明について」を、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

平成22年9月15日付けで申請のありました、競売買受適格者証明の承認についてであります。父親の土地が競売に係るもので、期間入札が9月28日から10月5日まで、関係者の子供が入札に参加するものであります。6番、19番農業委員と事務局で現地を確認しております。許可要件を満たしているものと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長

追加議案第1号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

25 番

申請者は、小川町に住所のある方で大畑で農業を行えるのか。

事務局

申請者は、今まで父母と一緒に農作業に従事してきているもので、今後も引き続き一緒に農作業に従事するとのことで特に問題はないと思われます。

議 長
各 委 員
議 長

質疑ございませんか。

なし

質疑がないようですので、追加議案第 1 号は、原案のとおり承認されました。

議 長
議 長
事 務 局

議案審議は、これをもちまして終了いたします。

次に、地目変更登記に係る報告について、事務局より説明願います。

報告第 1 号から第 6 号までについて、ご説明いたします。

報告第 1 号から第 6 号まで担当地区の農業委員とともに現地を確認しております。

第 1 号及び第 3 号、第 5 号につきましては、長年、雑木、雑草が繁茂している状況から非農地として法務局に回答いたしました。

第 2 号につきましては、昭和 49 年に県知事の第 5 条の許可を得ております。農地転用されているものの地目変更登記がされていなかったもので、現地は宅地の状況から非農地として法務局に回答いたしました。

第 4 号につきましては、十数年前から公衆用道路として舗装利用されていますことから、非農地として法務局に回答いたしました。

第 6 号につきましては、平成 5 年度以降、河川改修事業により残土が埋め立てされている状況から非農地として法務局に回答いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

何もないようですので、これをもちましてむつ市農業委員会第 658 回総会を閉会します。